

岩手県告示第30号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、岩手県産業再生復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する個人事業者又は法人（以下「指定事業者」という。）を次のとおり指定した。

令和3年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定事業者の氏名又は名称	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地	復興推進事業の業種	指定年月日
ゆわて吉田工業株式会社	東京都墨田区文花二丁目11番12号	電子機械製造関連産業	令和2年9月24日
モルデック株式会社	福島県安達郡大玉村大山字東24番地の1	電子機械製造関連産業	令和2年10月13日
株式会社津田商店	釜石市鶴住居町第10地割30番地1	食品関連産業	令和2年10月27日
双葉精密株式会社	釜石市甲子町第10地割159番地2	輸送用機械器具関連産業	令和2年10月28日
株式会社河口	奥州市水沢卸町2番地13	食品関連産業	令和2年11月12日
株式会社森外産業	九戸郡洋野町大野第21地割88番地7	農業及び関連産業	令和2年11月30日
有限会社マルヒ製材	久慈市夏井町大崎第15地割1番地1	木材関連産業	令和2年12月21日